

平成25年 7月22日  
南 関 東 防 衛 局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく演習場周辺住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務の落札者の決定について

競争の導入による公共サービスに関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務については、下記のとおり落札者を決定しました。

#### 記

1 落札者の住所、名称及び代表者  
別紙のとおり

2 落札金額  
別紙のとおり

3 落札者の評価結果  
住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項（以下単に「実施要項」という。）5(3)のアからカまでに掲げる書類その他入札説明書等に基づき提出される入札関係書類により実施要項4に規定する入札参加資格を満たしていることを確認し、入札書に記載されている金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した。

4 落札決定の経緯及び理由  
実施要項に基づき、入札参加業者から提出された書類により入札参加資格が満たされていることを確認した。  
入札を行った結果、入札書に記載されている金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した上記の者を落札者として決定した。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要  
実施体制については、主任者及び作業者を配置し適切な管理体制を構築する。

落札者が行う業務は、当局が実施する住宅防音事業について、助成を希望する者又は助成を受けて工事を行う者に対し、事務手続の補助等のサービスを行うことにより、住宅防音事業の円滑化を図るものである。

